資産運用会社にとってのSTP

中山浩之

「Y2K（西暦2000年問題）の次はSTP（ストレート・スルー・プロセシング：全電子処理化）」という掛け声とともに、証券市場の参加者はその実現に向けてさまざまな検討を進めている。なかでも資産運用会社は、市場全体の業務の流れの中核に位置し「STPに息吹を吹き込む」立場にあり、市場全体のSTP実現を左右する立場にあるともいえる。STPの実現に向けては、業務プロセスの標準化、システムの整備など行うべきことが多く、段階的指針を設けて対応していくことが必要である。

■資産運用会社の業務プロセスとその問題点

資産運用会社の業務プロセスを分解してみると、一般的には図1のようになる。資産運用会社は、証券会社との間で執行の指示および出来の受信、資産管理会社との間で運用指図など業務のやりとりを行う。

業務プロセス上の問題点としては、①紙と紙を人間の目で照合している、②FAXの送受信が多い（電子化されていない）、③二重入力（フロント業務でも後方事務でも手入力）が多い――などをあげることができる。

人間の判断に勝るものがないという意識があるためか、あるいは、現在の業務プロセスを変更するリスクを恐れてか、大半の資産運用会社の業務運営は人手に任されている。

概して、資産運用会社が外部取引先との間で行う情報交換、および照合作業に関しては、電子化の比率が非常に低い。そのため、証券市場の業務プロセス全体を考えた場合、資産運用会社が行う外部取引先との業務は、全体の業務効率化のなかでもボトルネックにな

図1　資産運用会社の一般的な業務プロセス

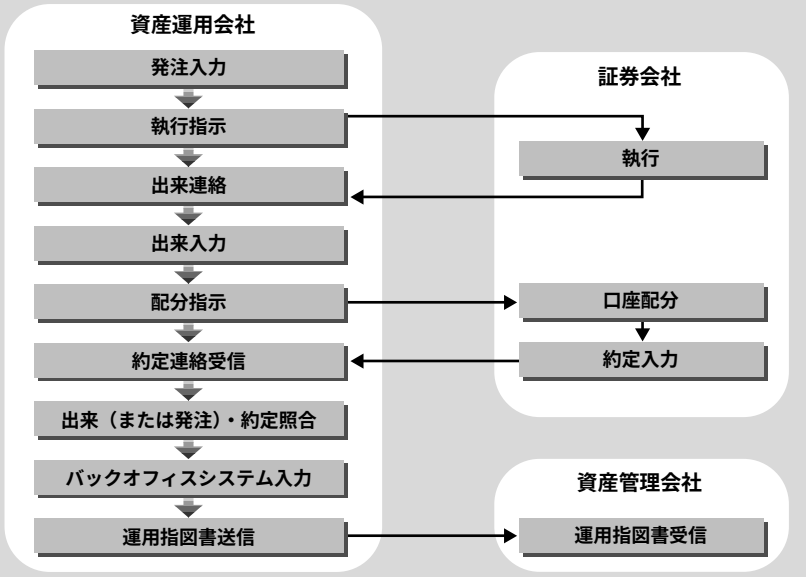

りがちである。

この業務で業務の流れが滞ってしまうと、市場全体の処理に遅延が発生してしまう。

同時に、昨今の取引量の増大や、厚生年金の時価会計導入などにより、現状の業務運営さえ破綻しかねないという声も出ている。T＋1（約定日翌日決済）以前の問題として、検討を進めるべきである。

■資産運用会社の業務プロセス自体の多様性

一方、資産運用会社の業務プロセス自体も、業態、取扱商品、取引形態、財産種別などにより大きく異なる。たとえば、業態別にみた場合、以下のような差違が存在する。

①投信委託会社の場合

約定日夕刻までの投信基準価額を算出することが必須要件となるため、きわめて迅速な事務処理が要求される。また、事務代行を信託銀行に委任している場合は、社内ですべての事務処理を行っている場合と比較して業務プロセスが異なることもある。

②投資顧問会社の場合

証券会社からの約定連絡の到着が遅く、翌日に照合しているケースも多い。しかし、厚生年金の時価会計採用に伴い、この業務プロセスは変更する必要に迫られている。

③生命保険会社の場合

生命保険会社は、一般的には自社で資産管理業務を行っている。しかし最近、特別勘定運用部門を投資顧問子会社へ移管する会社が増加しており、業務プロセスの変更が必要となっている。

業態ごとの異質性に加え、取扱商品が国内か海外かの違いによっても、その業務プロセスは大きく異なる。海外商品の業務プロセスは、発注する証券会社が国内か海外か、資産管理会社が国内か海外かなどにより、全く異なる。

証券会社や資産管理会社などの取引先は、資産運用会社ごとに異なる要求に応えることはできるだけ避けたいと考えるであろう。そのためには、何らかの業務プロセスの「標準化」が必要となるが、現状のままでは「標準化」という枠組みを作るのは、大変困難な状況である。

■STP、T＋1実現に向けた資産運用会社の立場

STP、T＋1の実現に向けては、官民含め、これまで数多くの議論がされている。資産運用会社の立場からは、これまでの議論は以下のように受け止められており、さらに改善に向けて検討する必要がある。

①市場全体の効率化を標榜するSTPであるが、外部STP、つまりメッセージの標準化などの議論が中心となっている。

②その標準化も資産運用会社の業務プロセスの中まで踏み込んでおらず、全体の業務プロセスを分析した形で議論が進んでいない。

③昨今の取引量増大に対し、現状業務の流れを維持することだけでも大変で、そのうえT＋1に向けた体制およびシステムを整備するとなると、コスト面、組織面を含め、何をどうすればよいのか見通しが立たない。

■資産運用会社のとるべき施策

STP化、2002年度のT＋1の実現という課題は、決済リスクの軽減という証券市場参加者全員に向けられた「社会的要請」である。この社会的要請に対し、資産運用会社は、今後数年にわたって実行されるであろう業務改革に対し、次ページの図2に示すようなステップ1からステップ3への段階的指針を設けて対応すべきである。

ステップ1の電子化の推進で

図2　STP実現に向けてのアプローチ例

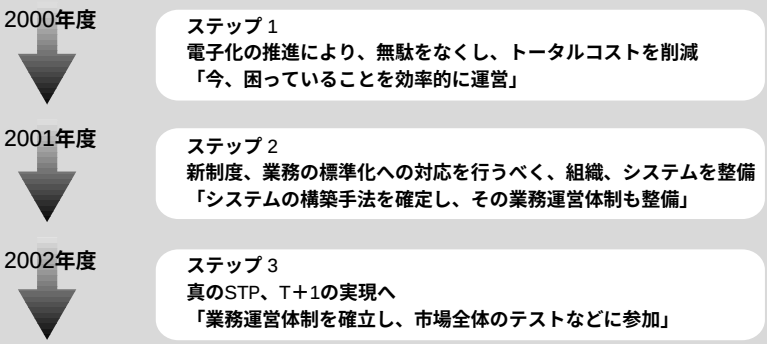

注）STP：全電子処理化　T+1：約定日翌日決算

は、以下の業務の電子化が求められている。

①証券会社からの約定連絡受信

②社内の出来（あるいは発注）情報と、証券会社からの約定連絡との照合

③バックオフィスシステムへの接続

④資産管理会社への運用指図書送信

これらを実施することは、それほど困難ではない。労働集約型から知識集約型に改め、資産運用会社の本業である「資産の集積（運用商品の販売、年金資産の受託など）」「運用商品の製造・運用（運用商品の企画・開発、資産運用、ファンドマネジメントなど）」にシフトしていくためにも、現在直面している問題を、まず解決していくことが必要である。

■具体的なアプローチ

STP化を実現するための具体的なアプローチは、以下の2つの方法に大別される（図3）。

（1）外部のSTPソリューションプロバイダーの活用

①STPソリューションサービスを提供する外部のプロバイダーに、業務プロセスの標準化や法制度面での対応、統一決済機関などの動向の把握を委任し、さらに社内業務およびシステムとの整合性を確保させる。

②コスト面でも、利用料形式によりコストの低減が見込まれるので、導入しやすい。

（2）社内ミドルウェアの構築

ここでいうミドルウェアとは、

図3　STPへの2つの具体的アプローチ

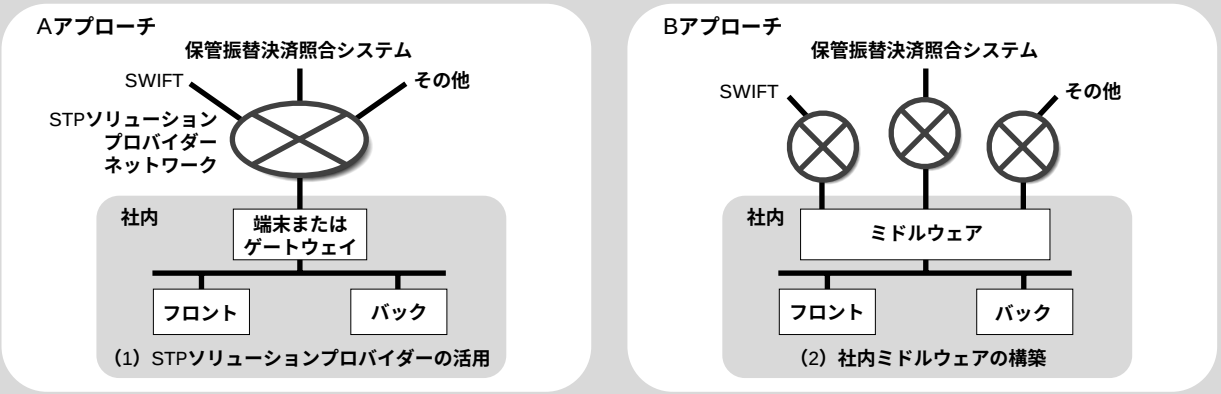

注）SWIFT：国際銀行間データ通信網

社外との多種多様なメッセージ交換を行うシステムと、社内システムとを結びつけるシステムを指している。特徴としては、以下のようなことがあげられよう。

①社内ミドルウェアを構築するためには、外部の動向と内部システムの現状を見極め、かつ段階的に開発を進めていくことが必要である。

②比較的初期コストが大きい。

いずれにせよ、社外と社内を結ぶ機能を、どのように構築・運営していくかがポイントとなろう。

表1「スマートブリッジ」の機能例

外部STP＝メッセージ交換	内部STP＝社内親和性
●バスケット発注オークション（資産運用会社⇒証券会社）	●資産運用会社内 照合ツール（自由にキーを設定可能）
●約定連絡（証券会社⇒資産運用会社）	●バックオフィスシステムとの接続（二重入力の排除）
●売買報告（証券会社⇒資産管理会社）	●フォーマット変換機能（各社独自のフォーマットへの対応）
●運用指図（資産運用会社⇒資産管理会社）	●口座配分ツール（証券会社での作業遅延の原因を排除）
●SWIFT接続	●コード変換（口座、銘柄、会社などの各コードを変換）
●決済機関接続（(財)証券保管振替機構など）	●未既読管理、送受信時刻管理（送ったが届かないなどのトラブル回避）

■NRI野村総合研究所の取り組み

NRIは、STPソリューションプロバイダーとして、「スマートブリッジ（SmartBridge）」というネットワークサービスを提供している（表1）。

そのコンセプトは、「単純なデータ伝送だけでなく、社内に一歩踏み込んだ機能を構築することがSTP推進の鍵となる」というものである。たとえば、フォーマット変換の機能やコード変換の機能を用いることにより、取引先からの受信データを、直接自社システムに接続することが可能になる。

一方、「スマートブリッジ」は、外部STPについても、証券市場参加者からの要請を受け、標準化プロトコルの適用や決済機関との接続を行うことになる。

NRIは、市場全体の効率化やSTP化を実現していくためにも、これらの要請をタイムリーに受け、対応していきたいと考えている。

『システム・マンスリー』
2000年４月号より転載

中山浩之（なかやまひろゆき）
資産運用情報サービス部主任アプリケーションエンジニア